

平成 22 年 11 月 26 日

様

電源地域への財政支援に 関する特別提案書

原子力発電関係団体協議会



会 長	石川 県 知 事	谷 本	正 憲
副会長	青森 県 知 事	三 村	申 吾
	北 海 道 知 事	高 橋	はるみ
	宮 城 県 知 事	村 井	嘉 浩
	福 島 県 知 事	佐 藤	雄 平
	茨 城 県 知 事	橋 本	昌 彦
	新 潟 県 知 事	泉 田	裕 一
	福 井 県 知 事	西 川	平 太
	静 岡 県 知 事	川 勝	善 兵衛
	島 根 県 知 事	溝 口	関 成
	山 口 県 知 事	二 井	守 行
	愛 媛 県 知 事	加 戸	康 一
	佐 賀 県 知 事	古 川	祐 一
	鹿 児 島 県 知 事	伊 藤	

我々、原子力発電関係団体協議会は、これまでも国のエネルギー政策に協力してきており、中でも、安定供給に優れ、地球温暖化対策に資する原子力発電施設等の立地や円滑な運転に関しては、安全性の確保を大前提として、協力してきたところである。

本年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても、原子力エネルギーは、供給安定性、環境適合性、経済効率性を同時に満たす中長期的な基幹エネルギーとして、積極的に推進することとされている。

しかしながら、先月に行われた電源立地対策費に係る事業仕分けにおいて、文部科学省所管の4事業については、「1～2割を目処に全体として予算の圧縮を図る」とされたところであるが、電源立地地域対策交付金については、経済産業省所管分は元々対象でないにも関わらず、あまり議論もされないまま、「経済産業省所管分も含め同様に精査」という評価がなされた。このような評価により予算が圧縮されることになれば、電気の消費地と生産地の受益と負担の衡平が損なわれるとともに、電源地域の将来を見据えた地域振興が危ぶまれ、何十年にもわたり原子力と共生していかなければならない地域住民に対し、今後の地域の持続的な発展に対する不安を与えるものであり、国との信頼関係を大きく損なうこととなるものである。

また、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「原発特措法」という。）は、原子力発電が我が国の電気の安定供給に不可欠であることに鑑み、原子力発電施設等の周辺地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与している。

この原発特措法に基づき決定された「振興計画」の事業が未だ達成されておらず、現行法が平成23年3月31日までとなっていることから、原子力政策の推進に影響を及ぼすことが懸念されている。

国においては、今後とも、原子力に係るエネルギー政策を踏まえ、原子力発電施設等に対する安全対策に万全を期しながら、電源地域の振興を図っていくという、原子力に対する国の姿勢を明確に示されるとともに、原子力発電施設等の周辺地域に対する支援措置が後退することがないように対応をされるよう、次の事項について提案する。

- 1 電源立地地域対策交付金など電源立地対策費の財政支援措置が後退することのないよう、十分な財源を確保すること
- 2 原発特措法に基づく特例措置を拡充するとともに、現行法の失効する平成23年度以降の法の延長について措置すること

